

民法及び関連法の改正案が閣議決定、福祉分野への影響

去る3月13日、政府は成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案と22の関連法の一括改正案を閣議決定し、国会に提出しました。成人年齢の引き下げは、成立すれば2022年4月にも施行される見通しです。

今回の改正によって福祉分野の制度などどのような影響が生じるのか、現在予定されている内容を紹介します。

●成人年齢引き下げの影響

社会福祉法の社会福祉主事が現行の「年齢20年以上」から「年齢18年以上」に引き下げられます。児童福祉法では、児童養護施設などで措置延長となった人も成人となることから、その監護者に関係する児童虐待防止法の規定が削除されます。

●相続の仕組みの見直し

高齢社会など時代の変化を見据えて、残された配偶者の生活が困窮することを防ぎ、住まいと生活資金を確保しやすくするための見直しが行われます。配偶者が一定

神奈川県地域福祉支援計画が改定

市町村の地域福祉の推進を支援する県行政の施策の方向性等を示す「神奈川県地域福祉支援計画（平成30年度～平成32年度）」が、福祉に関する個別計画と期間等を合わせ、改定期間を2年間の前倒しにより3月に策定されました。

本県では、従来からともしび運動を推進し、ともに生きる福祉社会づくりを公私協働で推進してきましたが、介護を必要とする高齢者等の増加、核家族化の進行に伴い地域のつながりの希薄化や社会的な孤立、貧困の問題の顕在化など地域を取り巻く環境が変化している中で、国の施策も、これまでの制度・分野ごとの縦割り解消や「支え手」「受け手」という関係を

超えた地域共生社会の推進など、大きく変化してきました。一方、本県では「ともに生きる社会かながわ憲章」（平成28年）が策定され、より一層共生社会を推進するとともに、平均寿命が延び「人生百歳時代」を迎える中で、未病改善の推進や、県民一人ひとりがいきいきと暮らすことができるための取り組みを進めています。

計画では、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」を基本目標に掲げ、民生委員児童委員をはじめとする地域福祉の担い手や、福祉介護人材の確保定着などの（ひとづくり）、バリアフリーの街づくりや特に高齢者・障害者の災害時の支援をも含めた（地域（まち）づくり）、地域住民がさまざまな課題を「我が事」として捉え「丸ごと」受け止める包括的な支援体制を構築するほか、子どもを含む生活困窮への取り組み、成年後見制度の推進、虐待防止対策や差別の解消等一人ひとりが尊重される（しくみづくり）の3つを大きな柱としています。

本会及び本会会員に関係のある内容も多く含まれています。詳しくは県のホームページをご参照ください。

県ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/pub/documents/03.pdf>

●成年被後見人の権利・権限の適正化

●成年被後見人の権利・権限の適正化

期間、または終身住むことができない居住権が新設される他、配偶者が生前贈与や遺言で与えられた自宅は遺産分割の対象から除外できる規定が新たに盛り込まれます。相続の権利がない親族であっても、生前の個人に介護や看病で尽力した場合に、相続人に金銭請求できる制度も設けられます。

成年後見制度の利用開始と同時に失職や資格・免許が取り消しとなる「欠格条項」が廃止されます。適用の対象は国家公務員法や医師法など188の法律が予定されており、これらの法律では一律に職務不適格者とされていることから、成年後見制度の利用をためらう要因となりました。

その他、少年法の適用年齢、いわゆる事実婚等の多様化する家族形態に対応する相続の措置など、一部は現在も議論が続けられており、今後の動向が注目されます。

（企画調整・情報提供担当）

（企画調整・情報提供担当）

福祉のうごき

2018年3月26日～4月25日

Movement of welfare

●福祉や交流の拠点に三浦市社協新施設開所

三浦市社協は2日、地域福祉の拠点となる「共生サービスセンター^{あつたか}暖館」を開所し、高齢、障害児・者が利用できる「共生型サービス」に対応した事業所を目指し、手続きを進めている。建物は、企業の保養所を改修した。

●子ども食堂2200カ所超 資金難の課題も

こども食堂安心・安全向上委員会は3日、全国に子ども食堂が2200カ所以上あり2年前と比べて7倍急増している、と調査結果を発表した。個人が運営する食堂も多く、食中毒やけがなどのリスク対応や、資金繰りといった課題も抱えている。

●県、LGBTの本格支援に乗り出す

県は4月から、性的マイノリティ（LGBT等）の本格的な支援に乗り出す。当事者らの要望に応じ、専門相談員派遣型個別相談を全国で初めて実施する。具体的には、当事者や家族、学校や職場の支援者の要請を受け、臨床心理士などを相談者の元へ派遣する仕組み。

●大和市「70代高齢者と呼ばず」意識改革宣言

大和市は11日「70歳代を高齢者と言わない都市やまと」を宣言した。市民の意識を変え、生涯現役の意識が高まることを期待している。広報紙や市が発信する文書で70歳代をなるべく「高齢者」とは標記せず、「70歳代の市民」などとする。

●日本の総人口1億2670万人 7年連続減少

総務省は13日、2017年10月1日時点の外国人を含む総人口は1億2670万6000人で、前年から22万7000人減ったと発表した。減少は7年連続。また、65歳以上の高齢者が3500万人を突破したのは初めて。

平成30年度介護支援専門員実務研修受講試験

―見直し後の受験要件で全面実施

て5年以上かつ、当該業務に従事した日数が900日以上との者となります。

今年度の介護支援専門員実務研修受講試験は、10月14日(日)午前10時から、全国一斉で行われます。

令(厚生労働省令第19号)により平成27年2月に改正され、今年度は、見直し後の受験要件しか認められない最初の年となります。受験要件は、表の1～5の業務に該当し

詳細な試験概要は、本会ホームページ(<http://www.knsyk.jp/>)をご確認ください。

(福祉研修センター)

1、法定資格保有者

対象になる資格を取得後、登録日以降当該資格に係る業務に従事した期間
※但し、要介護者に対する直接的な業務を行っていることが条件
※対象になる資格についてはホームページをご覧ください

2、生活相談員

生活相談員として、(地域密着型)介護老人福祉施設・(地域密着型)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

3、支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

4、相談支援専門員

障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事した期間

5、主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

※上記内容は、平成27年2月12日付厚生労働省老健局の通知を元に作成しております。変更等ございましたら、本会ホームページでお知らせします。

やさしさのおくりもの

5月9日アイスクリームの日 関東アイスクリーム協会



東京オリンピック開催年の昭和39年(1964年)に5月9日を「アイスクリームの日」としました。

関東アイスクリーム協会では、アイスクリームでみんな笑顔に！をスローガンにアイスクリームのおいしさ・楽しさ・食べる喜びを知っていただくための活動をしています。アイスクリームの日には、本会を通じて児童福祉施設等(入所)に毎年アイスクリームを寄贈いただいています。「児童福祉施設の子どもたちに笑顔を届けたい」と、今年も60施設に3638個の寄贈を受けました。

また、アイスクリームの楽しさを伝える活動として、アイスクリーム協会オリジナルソング「アイスクリームレース」をパイヤ鈴木さんによる振り付けで完成し、この度DVD、CDを本会にご寄贈いただきました。
暑い時期に、冷たいアイスクリームでハッピーになりましょう。

(地域福祉推進担当)

- 寄贈いただいたメーカー様
- 赤城乳業(株)、アンド栄光(株)、森永エンゼルデザート(株)、森永製菓(株)、オハヨー乳業(株)、協同乳業(株)、丸永製菓(株)、フタバ食品(株)、森永乳業(株)、タカナシ乳業(株)、クラシエフード販売(株)、(株)ロッテアイス、井村屋(株)、(株)明治、江崎グリコ(株)、ハーゲンダッツジャパン(株)